

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

荷役災害防止が急務

メーカー・建設現場の対策に注目

〈取組事例〉 キリンググループロジスティクス

特集Ⅱ

現場のルール 映像で伝える

「e-Stand」が安全管理支援

飛鳥建設

ニュース

若年層に定期行事が有効

建災防 災害防止へ新視点

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020

3 / 15

No.2350



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

看護師がインフルエンザにり患

■ 災害のあらまし ■

病院内科に勤務する看護師H（28歳）は、この時期、インフルエンザ患者の対応に追われていた。いつものように仕事を終え帰宅したところ、咳やのどの痛み、熱、全身のだるさ（倦怠感）、食欲不振などの症状があらわれ自宅近くのクリニックを受診したところ、季節性インフルエンザA型と診断された。看護師Hは、仕事からインフルエンザを移されたのが原因であると、労災認定の手続きを行った。

■ 判断 ■

看護師Hの季節性インフルエンザは、感染機会が明確に特定できず、業務上の災害にはあたらないとし、業務起因性や業務遂行性は認められず、**業務外**と判断された。

■ 解説 ■

確かに、今回のケースでは、看護師という仕事の特性上、また、この時期にインフルエンザ患者が多数来院し、その対応を行っていることを考えれば、仕事にり患した可能性は高いものといえる。ただし、労災認定においては、その怪我や病気が『仕事をしている状態のときに起きたのかどうか』（業務遂行性）、『仕事の原因で起きたのかどうか』（業務起因性）の2つの視点から判断されることになる。今回は、この2つの要件を証明することができず業務との因果関係が否認されたものである。

なお、ここ最近だと、新型コロナウイルスや米国で感染が拡大しているインフルエンザ、過去には、新型インフルエンザといわれるものや、重症急性呼吸器症候群（SARS）、MERS（マーズ）など、ウイルス性の感染症の場合はどうなのか、という

第310回

疑問があると思う。インフルエンザなどの感染症は、どこで患ったのかの証明が難しいが、この点を立証できれば、業務上と判断される場合もあり得る。以下、判断の参考までに、感染症に関する労災認定の境界線を紹介しておく。

①今回と同じく医療従事者である看護師が、勤務している診療所からの業務命令により新型インフルエンザの予防接種を受け、その後、体調が不調となったため、検査をしたところ、新型インフルエンザを発症していることが分かったもの。このケースでは、業務上の命令、また、業務遂行のための予防接種で、結果的に新型インフルエンザを発症してしまったが、予防接種後に診療所には新型インフルエンザの患者は来ておらず、家族にも発症者がいなかったため、因果関係が認められると判断され労災認定される可能性は高いと考える。

②飲食店の従業員が客の汚物を片づける際にノロウイルスに感染した場合などは、業務上災害として労災認定される可能性は高いものとする。また、社員食堂で食べた料理が原因で食中毒になった場合なども労災認定される可能性は高いと考える。ノロウイルスや食中毒などは、感染原因や経路が特定できれば、業務上の労災と判断されるものと思われる。

③感染症の蔓延している地域へ出張、赴任しり患した場合の判断基準については、厚生労働省が通達（昭和63年2月1日基発第57号）を示している。「感染リスクが、一般生活においても同様に存在するか、それとも一般生活を超越する出張業務に内在する危険の現実化といえるか」によって判断されることとなる。

④労働基準法施行規則第35条別表第1の2の第6号では、1.患者の診療もしくは



は看護の業務または研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患、2.動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物またはぼろなどの古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病などの伝染性疾患、3.湿潤地における業務によるワイル病などのレプトスピラ症、4.屋外における業務による恙虫病、5.1～4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルスなどの病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病を業務上疾病の範囲に定めている。

今、新型コロナウイルスに関する報道が連日なされているが、業務上かどうかの判断はケースバイケースとなる。このため、本人や医療機関独自で業務上外の判断をせず、管轄の労働基準監督署に相談することが必要である。また、企業内における安全配慮としては、発熱症状等インフルエンザや感染症の疑いがある労働者については、病院で検査を受けるよう指導を徹底する、手洗いやマスク着用、咳エチケットの周知、さらに同居する家族等がインフルエンザや感染症を罹患した場合の対応についてなども事前に確認しておくことも必要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp